



島根県報

令和5年3月10日（金）

号外第27号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の供用開始

(道路維持課) 2

告 示

島根県告示第166号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和5年3月10日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	美都澄川線	益田市匹見町澄川イ678番4地先から同地先まで	メートル 60.07	令和5年 3月10日	益田県土整備 事務所	
〃	〃	益田市匹見町澄川イ680番4地先から同イ683番地先まで	66.36	令和5年 3月10日		
〃	〃	益田市匹見町澄川イ759番4地先から同地先まで	104.64	令和5年 3月10日		
〃	〃	益田市美都町山本イ1070番続1地先から同地先まで	97.50	令和5年 3月10日		
〃	〃	益田市匹見町澄川イ1979番地先から同地先まで	44.66	令和5年 3月10日		